

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年1月13日(2005.1.13)

【公開番号】特開2002-248671(P2002-248671A)

【公開日】平成14年9月3日(2002.9.3)

【出願番号】特願2001-363916(P2001-363916)

【国際特許分類第7版】

B 2 9 C 47/20

A 6 1 M 16/04

B 2 9 C 49/04

C 0 8 J 5/00

C 0 8 K 3/00

C 0 8 K 5/103

C 0 8 K 5/20

C 0 8 L 23/00

C 0 8 L 53/02

// B 2 9 K 9:06

B 2 9 K 23:00

B 2 9 K 25:00

B 2 9 K 55:02

B 2 9 K 105:16

B 2 9 L 23:00

B 2 9 L 23:24

【F I】

B 2 9 C 47/20 Z

A 6 1 M 16/04 A

A 6 1 M 16/04 Z

B 2 9 C 49/04

C 0 8 J 5/00 C E R

C 0 8 K 3/00

C 0 8 K 5/103

C 0 8 K 5/20

C 0 8 L 23/00

C 0 8 L 53/02

B 2 9 K 9:06

B 2 9 K 23:00

B 2 9 K 25:00

B 2 9 K 55:02

B 2 9 K 105:16

B 2 9 L 23:00

B 2 9 L 23:24

【手続補正書】

【提出日】平成16年2月17日(2004.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項 7】

水添ポリブタジエンプロック（B3）が、1，2-結合の含有量が45モル%以上であるポリブタジエンからなり、かつポリブタジエンの炭素-炭素二重結合の70%以上が水素添加された水添ポリブタジエンプロックである請求項4記載の気管内チューブ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

軟質塩化ビニル樹脂が用いられていない気管内チューブとして、シリコーン樹脂製の気管内チューブがある。しかし、シリコーン樹脂は、それ自体が高価であるとともに、製造の際に架橋プロセスを必要とするため、気管内チューブが非常に高価な医療用具となるという欠点がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

水添ポリブタジエンプロック（B3）としては、1，2-結合の含有量（ビニル結合含有量）が45モル%以上であるポリブタジエンからなり、かつポリブタジエンの炭素-炭素二重結合の70%以上が水素添加された水添ポリブタジエンプロックが好ましい。